

1976(昭和51)年の改正は、宅地並み課税を行っていた三大都市圏特定市街化区域のA・B農地の税額を、「農地並み課税」に減額することを可能とした。それに関する質疑である。三大都市圏特定市だけを対象とするこの措置の結果、市独自の減免措置は消えていった。

着しきれない問題があるのではなからうか、かように思います。

○小川(省)委員 現在、三大都市圏の百八十二の市のうちで百八十八市が何らかの形で税の減免措置をとっているわけであり、私は前にも、三分の二に近い百八十二のうち百八十八市というところがこういう措置をとっているということ自体が、実はこの宅地並み課税の制度というものが税としての意義を失った制度ではないか、そういう意味では、この税はやめるべきだという主張をしてきたわけであり、A、B農地などが、C農地も今度こういう措置をとりましたけれども、そういう意味では、この税の制度の意味がほとんど消失をしていくわけであり、私は、自治省も思い切った、いいかげんで一般農地並みの課税にしていけばよろしいというふうに考えるが、その点についてはいかがでございますか。

ただ、その金額を見ますと、宅地並み課税によって入っております税金の三割弱でございます。そしてまた全然補助金なり奨励金を交付していない市町村もあるわけでございます。地域地域によりまして、たとえば特産品でありますとか、そういうふうな特別の農産振興をやっているという場合もあるわけでございますので、やはりそういう形での補助金というものがかなりあるかと思えます。それからまた御指摘のような、何と申しますか、宅地並み課税のある意味じゃ穴あけというふうな形での補助金の交付というところもあることは私は否定できないと思えます。しかし、いずれにいたしましても、市町村の中でやはり宅地化の促進の必要があると考え、補助金なり奨励金を交付しない、いわゆる一般国民、サラリーマンの方々の宅地を確保するために、この税制、宅地並み課税というものを適正に運用してその方向に持っていくということをやっている市町村もあるわけでございますから、いまお話しのように全面的に、補助金があるからこの宅地並み課税が妥当でないことを物語っておるというふうに私も考えておらないわけでございます。

○小川(省)委員 その辺の見解は百八十八度違うわけなんです、私はこの税の制度というものは意義がないというふうに思っているわけであり、そういう意味で、宅地並み課税制度は廃止するべきだ、こういう考え方を実は持っているわけであり、いま御答弁のように百八十八市の取り扱いは措置も、確かにいろいろな形態といいますが、いろいろな方法があるようであり、そこで、市町村長が農地課税審議会の意見を聞いていわゆる減額措置を講ずることができるとしているわけですね。そういうことで、市町村長がこういうことができるということをした場合に、現行の自治体におけるいわゆる減額措置との関連についてお尋ねをいたしたいわけであり、その間における調整をどのようにしているのか、実際に現在受けている市街化区域農地の地権者が、こうい

ても、生産緑地法がござい、生産緑地法がござい、市街化区域緑地制度をどのようにしていかかということには、なお時間が若干はなからうかと思いはり都市計画としての緑地から、そこはござい、と申しますのは面積の制限がござい、の同意が必要である、そしていろいろな条件が設けられて、やはり全員のコンセンサスを得て達す必要がある、こういうふうな現段階でなお十分定

う形になって現状のものよりも不利になるというふうな場合が起こらないのかどうか、この辺における調整措置についてお聞きをしたいと思います。

○森岡政府委員 三大都市圏の市街化区域農地のうち、A、B農地につきましてはいわゆる宅地並み課税を行っておりますことは、一つには先ほど申しましたように宅地化の促進を図る必要がある、それによって国民の住宅、特に大都市周辺におきます住宅問題に適切な手を打っていく必要があるという基本的な考え方が背景にあると思えますが、同時に、市街化区域内のいわゆるA、B農地の都市化の状況あるいは市街化の状況、宅地化の状況というものと並行して考えていくという基本的な考え方もまたあると思うのでございます。今回設けました減額規定は、やはり市街化区域農地、A、B農地全般を通じて同じような状況ではない。かなり周辺が市街化して進んできておるといふところもあれば、その市街化の状況が

○小川(省)委員 いやいや、それは当然農地課税審議会の議を経て市町村長が決めるわけだからそうだと思いますけれども、指導当局としての自治省が、従来自治体がとってきた措置の中でいわゆる特産奨励とかいろいろの意味での補助、奨励等もあるでしょうけれども、そういう意味では実際の具体的な納税者が不利になるようなことではないことが当然出てくるわけですから、そういうふうな自治省税務局としても、そういう場合もあるだろうというふうに見ているというふうな理解をしてよろしいかという質問なんです。

○森岡政府委員 そのとおりでございます。

○小川(省)委員 わかりました。特に自治省税務局がその辺でいろいろな指導をする中でそういうこともあり得るんだということを認めているわけですね。よろしいです。そういうことで理解をしておきます。

そこで、次に法人事業税の外形標準課税について伺っていきなさいと思うのです。

私は税調の答申を繰り返して読み直してみましたが、残念ながら頭の悪いせいかわからなかった、理解に苦しんだわけでございます。実際にこれの導入に踏み切らなかった本当の理由はどこにあるのですか。